

事務事業名		住民基本台帳事業				担当	市民生活部 市民課 窓口係			
政策名		G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり				増補版施策名			
施策名		1	市民本位の窓口サービスの向上				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画						事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠		住民基本台帳法					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和29 年度～）			
予算科目		1. 一般会計		2. 総務費			3. 戸籍住民基本台帳費		1. 戸籍住民基本台帳費	
事業概要		本事業は、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳を整備し、住民の居住関係を記録管理するものである。また、正確、かつ統一的に整備された台帳は、選挙、国民健康保険、予防接種、義務教育等、各種行政サービスの基礎となっている。 主な事業内容：住民異動届出（転入・転出・転居・出生・死亡等）の受理後の管理、届出による住民基本台帳及び戸籍の附票の管理、住民基本台帳カードの管理のほか、印鑑登録台帳（登録・廃止・証明書交付等）の管理並びに自動交付機事業の稼働・保守管理。個人番号制度導入による通知カード事務、個人番号事務及び個人番号カードの申請・交付事務。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 住民基本台帳法に基づき、住民異動届を受理し、住民基本台帳及び戸籍の附票へ記載する。申請に基づき台帳の閲覧または住民票の謄・抄本等の交付を行う。 31年度計画 平成30年度と同様とし、市民サービスの向上に努める。 また、社会保障・税番号（マイナンバー）制度に係る通知カード事務、個人番号交付番事務及び個人番号カードの申請・交付率の向上を目指す。		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア 住民異動届受理件数	件	6,836	6,661	6,733	6,742	6,700
		イ 住民基本台帳及び戸籍の附票の処理件数	件	14,285	13,873	13,599	14,485	14,000
		ウ 個人番号カード（マイナンバーカード）交付総数	件	426	4,714	6,447	9,168	11,500
		エ 自動交付機対応印鑑登録者数	人	25,437	28,740	31,365	34,059	37,000
		オ 自動交付機利用件数（住民票・印鑑証明書）	件	10,514	10,415	11,174	10,905	12,000
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 住民基本台帳		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア 住民登録者数(各年4/1現在)	人	81,119	80,840	80,921	80,633	80,310
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 住民基本台帳法により規定された住民記録の適正な管理を行うことで、住民サービスの向上に応える。		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア 適正に管理された登録者数(各年4/1現在)	人	81,119	80,840	80,921	80,633	80,310
		イ 自動交付機利用率	%	17.7	18.1	19.3	19.6	20.0
		ウ （交付機利用件数/証明書発行数）						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 住民の居住関係を正確に記録管理する。住民サービスを向上させ、事務の効率化を図る。		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
		ア 正確に登録された割合	%	100	100	100	100	100
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移			単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	24,471	14,252	4,935	13,715	10,973
		県支出金	千円	89	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	2,395	1,482	1,468	1,448	1,430	
		一般財源	千円	6,234	16,627	7,817	16,998	12,275	
		事業費計 (A)	千円	33,189	32,361	14,220	32,161	24,678	
	人件費	正規職員従事人数	人	9	9	9	7	7	
		延べ業務時間	時間	6,192	5,106	5,147	3,971	3,890	
		人件費計 (B)	千円	25,944	21,205	21,360	16,555	16,217	
		トータルコスト(A)+(B)	千円	59,133	53,566	35,580	48,716	40,895	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等		
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	従来の住民登録法（昭和26年6月8日法律第218号）に基づく住民登録に代わり、昭和42年7月から住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）施行に基づき開始した。	
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	紙で作成されていた住民基本台帳が、磁気ディスクによって調製されるようになった(昭和53年)。 全国規模の住民基本台帳ネットワークシステムが導入（平成15年8月25日）され、住民基本台帳カードの発行を開始した。また、公的個人認証制度が始まり、電子証明書の発行を開始した(平成16年1月29日)。 なりすましによる届出が出されるといった事件が全国的に発生したため、住民異動届の本人確認が法制化された(平成17年10月1日施行)が、本市においては、平成14年度から法制化に先駆けて実施している。 住基台帳閲覧に関する事務取扱要領実施基準の一部改正があり、平成18年11月1日から住民基本台帳の閲覧において、個人情報保護と不当な目的に利用されることを防止するため、閲覧できる者・閲覧目的が限定された。 平成23年10月1日から住民票・印鑑登録証明書の自動交付事業を開始し、自動交付機を本庁舎に1台導入した。 外国人登録法が廃止され(平成24年7月9日)、外国人住民のうち3ヶ月を超える中長期在留者等については、住民基本台帳に登録されるようになった。 平成27年10月より、個人番号制度が導入され、日本に住所を定めている国民に対して、12桁の個人番号が付番された。 平成31年4月1日より、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付（住民票・印鑑登録証明書）を開始した。	
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？		